＜診療報酬改定に関するご質問について＞

診療報酬改定に関するご質問がございます場合、草加八潮医師会事務局にてとりまとめを行っております。

また、関東信越局に直接お問い合わせいただくこともできます。

①医師会の取りまとめをご利用いただく場合

→別紙質問用紙をご利用いただくか、メール（soukayashio-med@ab.auone-net.jp）にて草加八潮医師会事務局へ５月１７日（金）までにお送りください。（お電話でのお問い合わせは受け付けることができません）

なお、草加八潮医師会事務局にてとりまとめたあと、県医師会・日本医師会経由で厚生労働省に確認するため、回答にお時間を頂戴いたしますことをご了承ください。

後日、FAX 又はメールにてご回答させていただくか、厚生労働省より発出される疑義解釈資料への反映をもってご回答とさせていただく場合がございます。

②関東信越厚生局に直接お問い合わせいただく場合

→https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/iryo_shido/r06kaitei_00001.html

（別紙）

草加八潮医師会　事務局 行
FAX：０４８－９２４－７１８０
E-mail：soukayashio-med@ab.auone-net.jp

質問用紙　令和６年度 診療報酬改定関係

施設名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ご担当者様
お　名　前＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　FAX＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

質問項目名：
【質問要旨】

※　診療報酬改定に関するご質問は、必ずこちらの用紙をご利用いただくか、メールにてお願いいたします。（５月１７日（金）まで。なお、お電話でのお問い合わせは承ることができません）

※　いただいたご質問は、草加八潮医師会→県医師会→日医→厚生労働省の順に照会する形となり、回答にお時間を頂戴しますことをご了承ください。

※　後日、FAX 又はメールにてご回答させていただくか、厚生労働省より発出される疑義解釈資料への反映をもってご回答とさせていただく場合がございます。

（事務局使用欄：No.　　）